

学校法人福井仁愛学園役員等の報酬・費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人福井仁愛学園寄附行為に規定されている役員並びに評議員（以下「役員等」という。）に係る報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等)

第2条 役員等に対し、第3条及び第4条の定めにより報酬等を支給する。

(退職慰労金)

第3条 本学園の専任職員でない理事・監事が退任する場合においては、その功労に謝するため、300,000円と延べ就任期間（年数）を4で除した商（小数点以下切捨て）に200,000円を乗じた額の合算額を退職慰労金として支払うことができる。

(会議等の報酬等)

第4条 理事会・評議員会等の会議への出席及び法人業務のための業務（出張含む）を行った役員等に対しては、報酬を支給することとし、その額は別表1のとおりとする。

(旅費等)

第5条 役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料等とし、その額は別表2のとおりとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を徴した上で理事会において行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別 表 1 (第 4 条関係)

区 分	報 酬 (日額)	
	学園職員ではない役員等	学園職員である役員等
会議	15,000 円	7,500 円
上記の他、法人業務のための業務 (出張含む)	15,000 円	7,500 円

別 表 2 (第 5 条関係)

区 分		鉄 道 賃	航空・船運賃	車 賃	日 当	宿 泊 料	
						甲地方	乙地方
出張	県外	グリーン料金	実 費	実 費	4,000 円	16,800 円	15,200 円
	県内	普通料金	*****	実 費	4,000 円	*****	15,200 円

(備 考)

1. 宿泊料欄中の「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、東京都区内、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市および福岡市をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。
2. 学園が指定した宿泊所を利用した場合は、実費とする。
3. 航空・船運賃は、特に必要と認めた場合のみ支給する。
4. 学園職員である役員等の県内出張の日当については支給しない。